



浦添市高等職業訓練促進給付金等事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 25 日

浦添市長

浦添市規則第 39 号

浦添市高等職業訓練促進給付金等事業実施規則の一部を改正する規則

浦添市高等職業訓練促進給付金等事業実施規則（平成20年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「ある者」の次に「（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）。」を加え、同号に後段として次のように加える。

なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。

第2条第1項第2号中「1年以上（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合にあつては、6月以上）」を「6月以上」に改め、同項第4号中「（これに相当する給付金を含む。）」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第24条に定める訓練延長給付、同法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金等、この事業と趣旨を同じくする給付を受けていない者

第3条ただし書を削り、同条第1号中「看護師」の次に「（准看護師含む。）」を加え、同条第11号中「（昭和49年法律第116号）」を削る。

第4条第1項中「（平成30年度以前に修業を開始し、平成31年4月1日時点で修業中の者の支給期間についても、修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超える場合は、48月）を超えない期間とする。）」を削り、同条第2項中「平成30年4月1日から、」及び「（令和2年度以前に修業を開始し、令和3年4月1日時点で修業中の者についても、通算48月を超えない範囲で支給するものとする。）」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 訓練促進給付金は、原則として申請のあった日の属する月以降の各月を単位として支給するものとする。ただし、夏期休暇等年間課程に組み込まれている事由以外の事由により、月の初日から末日まで1日も出席しなかった月は支給の対象期間としない。

第5条第1項第1号中「令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、」を削る。

第6条第1項中「1年以上（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上）」を「6月以上」に改める。

第7条第2項第1号中「申請者に係る児童扶養手当証書の写し（申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。）の所得の

額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2号）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。次号において同じ。）を「次に掲げる（ア）から（ウ）いずれかの書類」に改め、同号イに次のように加える。

（ア） 申請者に係る児童扶養手当証書の写し

（イ） 申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。以下同じ。）及び生計維持児童（申請者の扶養親族でない児童で申請者が生計を維持しているものをいう。以下同じ。）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2号））（以下「申立書」という。）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

（ウ） 申請者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、申立書及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

第7条第2項第2号中「申請者に係る児童扶養手当証書の写し（申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2号）及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）（修業開始日の

属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合は、前々年とする。）及び職業訓練を修了した日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合は、前々年とする。）の状況を証明できるものに限る。）」を「前号イに規定する書類」に改める。

第11条から第13条までを次のように改める。

（受給資格喪失等の届出等）

第11条 受給者は、やむを得ない事由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事由が生じた日から14日以内に、浦添市高等職業訓練促進給付金氏名等変更・受給資格喪失届（様式第4号）により、市長に届け出るものとする。

- (1) 第2条に規定する支給要件に該当しなくなったとき。
- (2) 受給者の市町村民税の課税の状況が変わったとき。
- (3) 受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者であって、当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき。
- (4) 世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者であって、当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったとき。
- (5) 第7条第1項の規定により申請した支給申請書の記載事項に変更が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、これを審査し、第8条の規定により決定された支給額又は受給資格喪失に係る部分に変更がある場合は、浦添市高等職業訓練促進給付金支給額変更等・受給資格喪失通知書（様式第5号）により、受給者に通知するものとする。

3 市長は、第6条第2項に規定する事前相談又は第8条に規定する支給決定の通知を行う場合において、受給者が第1項の規定に該当するときには、その旨を市長に届け出るよう受給者に対し周知するものとする。

（支給決定の取消し）

第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りの申請その他不正の手段により訓練促進給付金又は修了支援給付金の支給を受けたとき。
- (2) 第2条に規定する支給要件に該当しないにもかかわらず、訓練促進給付金又は修了支援給付金の支給を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により訓練促進給付金又は修了支援給付金の支給決定を取り

消したときは、浦添市高等職業訓練促進給付金等支給決定取消通知書（様式第 6 号）により、受給者に通知するものとする。

（訓練促進給付金及び修了支援給付金の返還）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該受給者に対し、既に支給した訓練促進給付金又は修了支援給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） 受給者が第 4 条第 3 項のただし書の規定に該当したとき。
- （2） 第11条第 2 項又は前条第 2 項の規定により受給者へ通知したとき。

様式第 1 号を次のように改める。

年 月 日

浦 添 市 長 殿

申請者氏名

浦添市高等職業訓練促進給付金等支給申請書

高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

※ いずれかに○をつけること。

① 氏 名 (個人番号)	フリガナ		生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生(歳)	
	個人番号				
② 住 所	(〒 —)			電話	
③過去の受給の有無	過去に(高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金)を 受けたことが (ある・ない)				
④本給付金と同時に利用 する給付金・貸付金 について	ある () ・ ない				
⑤養成機関 及び修業内 容について	養成機関名				
	住所				電話
	修業期間	年 月 日～	年 月 日	養成区分	昼間・夜間
	修業に係る資格				
⑥希望する 支払金融機 関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他			
	支店名	口座番号			
	口座名義(フリガナ)				
	☐ 公金受取口座を利用します。				
⑦児童扶養手当の受給 の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)				
(備考)					

(注意)

- 「④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について」欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載して下さい。
- 修業証明書等を添付する場合は、「⑤養成機関及び修業内容について」欄に記載する必要はありません。

(裏 面)

3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「⑥希望する支払金融機関」欄に記載する必要はありません。

4 「⑦児童扶養手当の受給の証明」欄は、浦添市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

⑧申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)			
1 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年
			月 日生 (歳)
	個人番号	続柄	
住 所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
2 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年
			月 日生 (歳)
	個人番号	続柄	
住 所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
3 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年
			月 日生 (歳)
	個人番号	続柄	
住 所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
4 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年
			月 日生 (歳)
	個人番号	続柄	
住 所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
5 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年
			月 日生 (歳)
	個人番号	続柄	
住 所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
(備考)			

様式第 5 号中「第12条関係」を「第11条関係」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第 号
年 月 日

様

浦添市長

印

浦添市高等職業訓練促進給付金等支給決定取消通知書

年 月 日付けで決定した浦添市高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金について、次のとおり取り消したので、浦添市高等職業訓練促進給付金等事業実施規則第 12 条第 2 項の規定により通知します。

取消期間	年 月から 年 月まで
該当規定	
取消理由	
教示 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、浦添市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、浦添市を被告として（訴訟において浦添市を代表する者は浦添市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年4月1日から施行日の前日までの間に改正前の浦添市高等職業訓練促進給付金等事業実施規則（以下「旧規則」という。）第8条の規定により支給決定を受けた者については、改正後の浦添市高等職業訓練促進給付金等事業実施規則（以下「新規則」という。）第2条に規定する要件を満たしているものとみなす。
- 3 令和6年4月1日から施行日の前日までの間に旧規則第5条の規定により決定した訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給額については、新規則第5条の規定による支給額とみなす。

浦添市高等職業訓練促進給付金等事業実施規則（平成20年規則第25号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市高等職業訓練促進給付金等事業実施規則 平成20年 4 月30日 規則第25号 注 平成26年10月から改正経過を注記した。 （支給対象者） 第2条 訓練促進給付金の支給の対象者は、次条に規定する資格を取得するための養成機関（以下「養成機関」という。）において修業中の者が修業を開始した日以後において、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものをいい、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものに限る。以下同じ。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者 _____ _____ _____ (2) 次条で定める資格を取得するために、養成機関において<u>1年以上（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合にあっては、6月以上）</u>修業し、資格の取得が見込まれる	浦添市高等職業訓練促進給付金等事業実施規則 平成20年 4 月30日 規則第25号 注 平成26年10月から改正経過を注記した。 （支給対象者） 第2条 訓練促進給付金の支給の対象者は、次条に規定する資格を取得するための養成機関（以下「養成機関」という。）において修業中の者が修業を開始した日以後において、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものをいい、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものに限る。以下同じ。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）。なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。 (2) 次条で定める資格を取得するために、養成機関において<u>6月以上</u> _____修業し、資格の取得が見込まれる

者

(3) 〔略〕

(4) 過去に訓練促進給付金（これに相当する給付金を含む。）の支給を受けたことがない者

〔新設〕

2 〔略〕

（対象資格）

第3条 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の対象となる資格は、次のとおりとする。ただし、第11号にあっては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始するものに限る。

(1) 看護師

(2)～(10) 〔略〕

(11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練（情報関係のものに限る。）、特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練の指定教育訓練又はこれに準ずるものとして市長が認めるものを受講して取得する資格

(12) 〔略〕

（訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給期間等）

者

(3) 〔略〕

(4) 過去に訓練促進給付金_____の支給を受けたことがない者

(5) 求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第24条に定める訓練延長給付、同法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金等、この事業と趣旨を同じくする給付を受けていない者

2 〔略〕

（対象資格）

第3条 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の対象となる資格は、次のとおりとする。_____

(1) 看護師（准看護師含む。）

(2)～(10) 〔略〕

(11) 雇用保険法_____及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練（情報関係のものに限る。）、特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練の指定教育訓練又はこれに準ずるものとして市長が認めるものを受講して取得する資格

(12) 〔略〕

（訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給期間等）

第4条 訓練促進給付金の支給の対象期間は、第2条に規定する対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超える場合は、48月）を超えない期間とする（平成30年度以前に修業を開始し、平成31年4月1日時点で修業中の者の支給期間についても、修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超える場合は、48月）を超えない期間とする。）。

2 平成30年4月1日から、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48月を超えない範囲で支給するものとする。（令和2年度以前に修業を開始し、令和3年4月1日時点で修業中の者についても、通算48月を超えない範囲で支給するものとする。）

3 訓練促進給付金は、夏期休暇等年間課程に組み込まれている事由以外の事由により、月の初日から末日まで1日も出席しなかった月分を支給しない場合を除き、原則として申請のあった日の属する月以降の各月（以下「支給対象月」という。）を単位として支給するものとする。

4・5 〔略〕
（支給額等）

第5条 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給額は、次に掲げる給付金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 訓練促進給付金 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

第4条 訓練促進給付金の支給の対象期間は、第2条に規定する対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超える場合は、48月）を超えない期間とする

2 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48月を超えない範囲で支給するものとする。

3 訓練促進給付金は、原則として申請のあった日の属する月以降の各月を単位として支給するものとする。ただし、夏期休暇等年間課程に組み込まれている事由以外の事由により、月の初日から末日まで1日も出席しなかった月は支給の対象期間としない。

4・5 〔略〕
（支給額等）

第5条 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給額は、次に掲げる給付金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 訓練促進給付金 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 支給対象者及び当該支給対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者であって、当該対象者と生計を同じくするものを含む。次号において同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。次号において同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに母子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額100,000円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間）については月額140,000円。平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額141,000円）

イ アに掲げる者以外の者 月額70,500円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が1

ア 支給対象者及び当該支給対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者であって、当該対象者と生計を同じくするものを含む。次号において同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。次号において同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに母子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額100,000円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（_____その期間が12月未満であるときは、当該期間）については月額140,000円。平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額141,000円）

イ アに掲げる者以外の者 月額70,500円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（_____その期間が1

2月未満であるときは、当該期間)については、月額110,500円)

(2) 〔略〕

2 〔略〕

(事前相談等)

第6条 市長は、養成機関において1年以上(令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上)の課程を修業することを予定する訓練促進給付金及び修了支援給付金の受給を希望する者(以下「受給希望者」という。)を事前に把握するよう努めるものとする。

2 〔略〕

(支給の申請)

第7条 〔略〕

2 支給申請書には、次の各号に掲げる給付金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。

(1) 訓練促進給付金 次に掲げる書類

ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

イ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し(申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。)の所得の額並びに扶養親族等

2月未満であるときは、当該期間)については、月額110,500円)

(2) 〔略〕

2 〔略〕

(事前相談等)

第6条 市長は、養成機関において6月以上

の課

程を修業することを予定する訓練促進給付金及び修了支援給付金の受給を希望する者(以下「受給希望者」という。)を事前に把握するよう努めるものとする。

2 〔略〕

(支給の申請)

第7条 〔略〕

2 支給申請書には、次の各号に掲げる給付金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。

(1) 訓練促進給付金 次に掲げる書類

ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

イ 次に掲げる(ア)から(ウ)いずれかの書類

の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2号）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。次号において同じ。）

〔新設〕

（ア） 申請者に係る児童扶養手当証書の写し

（イ） 申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。以下同じ。）及び生計維持児童（申請者の扶養親族でない児童で申請者が生計を維持しているものをいう。以下同じ。）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2号））（以下「申立書」という。）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

（ウ） 申請者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合

ウ 第5条第1号アに掲げる者にあつては、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者（当該申請者の民法第877条第1項に定める扶養義務者であつて、当該申請者と生計を同じくするものを含む。次号において同じ。）の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号アに掲げる者に該当することを証明する書類

エ 支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類

オ その他市長が必要があると認める書類

(2) 修了支援給付金 次に掲げる書類

ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）

イ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以

には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、申立書及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ 第5条第1号アに掲げる者にあつては、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者（当該申請者の民法第877条第1項に定める扶養義務者であつて、当該申請者と生計を同じくするものを含む。次号において同じ。）の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号アに掲げる者に該当することを証明する書類

エ 支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類

オ その他市長が必要があると認める書類

(2) 修了支援給付金 次に掲げる書類

ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）

イ 前号イに規定する書類

上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2号）及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合は、前々年とする。）及び職業訓練を修了した日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合は、前々年とする。）の状況を証明できるものに限る。）

ウ 申請者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）

エ 第5条第2号アに掲げる者にあつては、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号アに掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）の状況を証明できるものに限る。）

オ 当該修業課程の修了証明書の写し

カ その他市長が必要があると認める書類

（受給資格喪失等の届出等）

第11条 受給者は、第2条第1項に規定する支給要件に該当しなくなった場合は、その事由が生じた日から14日以内に、浦添市高等職業

ウ 申請者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）

エ 第5条第2号アに掲げる者にあつては、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号アに掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）の状況を証明できるものに限る。）

オ 当該修業課程の修了証明書の写し

カ その他市長が必要があると認める書類

（受給資格喪失等の届出等）

第11条 受給者は、やむを得ない事由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事由が生じた日から14日以内に、

訓練促進給付金氏名等変更・受給資格喪失届（様式第4号）により、市長に届け出るものとする。

2 受給者は、やむを得ない事由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事由が生じた日から14日以内に、浦添市高等職業訓練促進給付金氏名等変更・受給資格喪失届（様式第4号）により、市長に届け出るものとする。

(1) 受給者の市町村民税の課税の状況が変わったとき。

(2) 受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者であって、当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき。

(3) 世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者であって、当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったとき。

3 市長は、第6条第2項に規定する事前相談及び第8条に規定する支給決定の通知を行う場合において、受給者が前2項の規定に該当するときは、その旨を市長に届け出るよう受給者に周知するものとする。

（支給決定の取消し）

第12条 市長は、受給者が支給要件に該当しなくなった場合は、その支給決定を取り消すとともに、遅滞なく、その旨を浦添市高等職業

浦添市高等職業訓練促進給付金氏名等変更・受給資格喪失届（様式第4号）により、市長に届け出るものとする。

(1) 第2条に規定する支給要件に該当しなくなったとき。

(2) 受給者の市町村民税の課税の状況が変わったとき。

(3) 受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者であって、当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき。

(4) 世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者であって、当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったとき。

(5) 第7条第1項の規定により申請した支給申請書の記載事項に変更が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、これを審査し、第8条の規定により決定された支給額又は受給資格喪失に係る部分に変更がある場合は、浦添市高等職業訓練促進給付金支給額変更等・受給資格喪失通知書（様式第5号）により、受給者に通知するものとする。

3 市長は、第6条第2項に規定する事前相談又は第8条に規定する支給決定の通知を行う場合において、受給者が第1項の規定に該当するときには、その旨を市長に届け出るよう受給者に対し周知するものとする。

（支給決定の取消し）

第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

訓練促進給付金支給額変更等・受給資格喪失通知書（様式第5号）
により、当該対象者に通知するものとする。

（訓練促進給付金及び修了支援給付金の返還）

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給を受けた者に対し、既に支給を受けた訓練促進給付金及び修了支援給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

様式第1号（第7条関係）

〔略〕

様式第5号（第12条関係）

〔略〕

〔新設〕

（1）偽りの申請その他不正の手段により訓練促進給付金又は修了支援給付金の支給を受けたとき。

（2）第2条に規定する支給要件に該当しないにもかかわらず、訓練促進給付金又は修了支援給付金の支給を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により訓練促進給付金又は修了支援給付金の支給決定を取り消したときは、浦添市高等職業訓練促進給付金等支給決定取消通知書（様式第6号）により、受給者に通知するものとする。

（訓練促進給付金及び修了支援給付金の返還）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該受給者に対し、既に支給した訓練促進給付金又は修了支援給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）受給者が第4条第3項のただし書の規定に該当したとき。

（2）第11条第2項又は前条第2項の規定により受給者へ通知したとき。

様式第1号（第7条関係）

〔略〕

様式第5号（第11条関係）

〔略〕

様式第6号（第12条関係）

〔略〕